

租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示

(平成二十八年三月三十一日)

(国土交通省告示第六百三号)

租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十三条第三項の規定に基づき、租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示を次のように定め、平成二十八年四月一日から適用する。

租税特別措置法施行令第四十三条第三項の特定国際船舶を指定する告示

租税特別措置法施行令第四十三条第三項の規定により国土交通大臣が指定する特定国際船舶は、次の各号のいずれかに該当する処分等であつて、出港の制限を伴うものを受けたことのないものとする。

- 一 船舶安全法(昭和八年法律第十一号)第十二条第三項に規定する処分
- 二 船員法(昭和二十二年法律第百号)第二百十条の三第三項に規定する通告又は同条第四項に規定する命令若しくは差止め
- 三 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の三第三項に規定する通告又は同条第四項に規定する命令若しくは差止め
- 四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第十九条の三十三第一項、同条第二項において準用する同法第十九条の三十一第二項、第十九条の五十一第一項から第三項まで及び同条第四項において準用する同法第十九条の四十八第二項に規定する命令又は差止め
- 五 船舶油濁損害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第四十二条の二第一項及び第二項に規定する命令
- 六 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第二十五条第一項及び同条第二項において準用する同法第二十二条第三項に規定する命令又は差止め
- 七 次に掲げる条約に基づき締約国が行った前各号に相当する処分等
- イ 千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約
- ロ 千九百六十六年の満載喫水線に関する国際条約
- ハ 二千一年の船舶の有害な防汚方法の規制に関する国際条約
- ニ 二千六年の海上の労働に関する条約
- ホ 千九百七十八年の船員の訓練及び資格証明並びに当直の基準に関する国際条約
- ヘ 千九百七十三年の船舶による汚染の防止のための国際条約
- ト 千九百九十二年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約